

2020年5月28日

学生・保証人の皆様

昭和女子大学  
学長 小原 奈津子

### 緊急事態宣言解除に伴う本学の行動指針について

緊急事態宣言の発令をうけ、4月27日付で、原則校内立入禁止期間を延長し、2020年度前期の授業は、原則としてすべてオンライン授業で行うこととお知らせしたところですが、5月25日に東京都を含む全都道府県に発令されていた緊急事態宣言が解除されたことを受けて、今後の本学の校内立入禁止解除、対面授業再開についての基本方針を以下のとおりお示しいたします。

#### 1. 基本的な考え方

- 感染拡大防止の措置を講じた上で、教育上必要な施設等の利用を段階的に再開していきます。
- 2020年度前期は、引き続き原則としてオンライン授業を継続いたします。
- 学内の施設、設備を使用することが必須若しくは、実技等を伴う授業については、7月23日のオンライン授業期間終了後、対面授業(補講)を実施する予定です。

#### 2. 大学特有の事情による留意事項

小・中・高校においては、分散登校や始業時間を変更する等の措置を講じて、対面授業を再開していますが、大学においては、学生それぞれによって選択する科目が異なっているため、学科・学年等の単位での分散登校ができません。さらにオンライン授業と対面授業を並行して実施すると、対面授業後に続けてオンライン授業を受講する場合に、学内に学生が滞在せざるを得ないため学内滞在学生数が増加し、3密を避ける措置を講じることが難しくなります。通学に長時間かかり公共交通機関に長時間乗車する学生の感染リスクを抑えることにも配慮が必要となります。さらに、対面授業の再開に伴い、転居が必要となる学生も少なからずおります。こうした様々なことを勘案し、2020年度前期は、原則としてオンライン授業を継続します。ご理解のほど、よろしくお願いたします。対面授業を再開する場合は、4月27日にお知らせしたように、遅くとも2週間前に周知いたします。

### 3. 校内立入禁止の一部緩和

5月15日より、事前予約制により図書館の一部来館利用が再開されましたが、6月以降段階的に次に挙げる施設、サービスの一部利用再開を検討しています。原則、事前予約制となりますので、予約なしに学内に立ち入ることはできません。再開が決定したことから、UP SHOWA で詳細をお知らせします。

- パソコン教室（6/1 から）
- 奨学金の申請受付・相談
- 就活相談
- 証明書自動発行機

また、上記以外の施設等の利用再開や学内立ち入りの方法が変更になる場合も、UP SHOWA でお知らせいたします。

### 4. 対面授業の一部実施について

学内の施設、設備を使用することが必須若しくは、実技等を伴う授業については、感染防止策を講じた上で、対面授業を実施するものがあります。使用する教室の広さや履修者数によって、3密を避けられない場合には、分割実施する場合があります。実施の概要は、以下のとおりです。

- 7月23日の授業終了後、夏季休暇期間に実施します。実施する科目と日程は、7月上旬を目途にお知らせいたします。
- オンライン授業と対面授業を合わせて15回を超えないものとします。
- 状況によっては、予定を変更する場合があります。

以上